

別紙3

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する仕様書

1 貸付場所

物件番号	名 称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
1	秩父広域市町村圏組合 水道局	秩父市別所 538番地	玄関入口脇	1.8m ² H2000*W1800*D1000	1台

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 設置機器の仕様

- (1) 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- (2) ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。
- (3) 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

4 設置条件

- (1) 本契約の締結後、令和8年4月7日（火）午前8時までに自動販売機の設置を完了させること。
- (2) 契約期間中の自動販売機の更新は、閉庁時間中に実施すること。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用を含む維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (4) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の軸体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- (5) 光熱水費は事業者の負担とし、事業者が計測用子メーターを設置し秩父広域市町村圏組合水道事業が算定した実費又は事業者が計測用子メーターを設置しない場合は、自動販売機の年間消費電力量に別所浄水場の年間電気使用量平均単価26.2円をかけて算出した額を、秩父広域市町村圏組合水道事業が発行する納入通知書により指定する納期限までに納付すること。

【例：自動販売機の年間消費電力量が565kwhの場合】

$$565 \text{ (kwh)} \times 26.2 \text{ (円)} = 14,803 \text{ 円} \approx 14,900 \text{ 円 (年間)}$$

- (6) 事業者は年度ごとに、年間売上数及び売上額を、速やかに報告すること。
- (7) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

- (8) 一個あたりの価格については、市場から逸脱しない範囲で販売すること。
- (9) 秩父広域市町村圏組合水道事業が製造する商品を販売すること。
 - ア 自動販売機の選択ボタンの1つ以上を秩父広域市町村圏組合水道事業製造のペットボトル水専用とすること。
 - イ 秩父広域市町村圏組合水道事業製造のペットボトル水は100円で販売すること。
 - ウ 秩父広域市町村圏組合水道事業製造のペットボトル水の購入費用は、設置者の負担とすること。なお、秩父広域市町村圏組合水道事業製造のペットボトル水の最小販売数は1箱(24本)とする。
 - エ 秩父広域市町村圏組合水道事業製造のペットボトル水の単価は1箱24本入り2,400円（消費税込。ただし、この単価は令和7年4月1日時点のもので、消費税の改正等社会情勢の変動により変更となることがある。）とし、秩父広域市町村圏組合水道事業の発行する納入通知書払いとすること。
 - オ ペットボトル水の配送方法は、設置者が指定する配送センターに秩父広域市町村圏組合水道局が納品する形をとること。（秩父広域市町村圏組合水道局職員による配送又は宅配による納品を行う。）
- (10) 上記(1)～(9)の条件は、協議により変更することができる。

5 維持管理

- (1) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 自動販売機設置に伴う事故については、秩父広域市町村圏組合水道事業の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (6) 自動販売機に係る盗難事故や破損事故に関しては、秩父広域市町村圏組合水道事業の責によることが明らかな場合を除き、秩父広域市町村圏組合水道事業は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (7) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

6 その他

設置事業者は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、秩父広域市町村圏組合水道事業が指定する日までに速やかに原状回復すること。この場合において、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を秩父広域市町村圏組合水道事業に請求することができない。